

測量・調査・設計業務における 働き方改革に向けた取り組み

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 課長補佐 ひらい しんいち 平井 親一

1. はじめに

測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で非常に重要な役割を担っています。一方、公共発注は単年度ごとの予算に従って実施することが基本となっていることから、履行期限が第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者ともに大きな負担となっているだけでなく、十分な照査期間が確保されないなどの業務成果の品質への懸念があります。

また、我が国の建設投資額は1992年度をピークに急激に減少しており、受注競争の激化や受注高の減少が進行しました。この間、新規採用人数を抑制してきたことで、従業員の構成バランスが崩れたことによる今後の技術力の維持への懸念や、他の知的産業に比べ賃金水準が低いため、有能な技術者が集まりにくいといった懸念もあります。

さらに、平成30年6月に成立した改正労働基準法により時間外労働規制が見直され、1日8時間1週間40時間（36協定を結んだ場合、月45時間かつ年360時間）となり、違反した場合、雇用主に6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が定められています。改正に伴う適用時期は、大

手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月からとなっています。

国土交通省ではこれらの状況を踏まえ、毎年度、業務の履行状況や技術者給与実態調査等の各種調査を実施し、業務成果の品質確保や労働環境の改善に資する取り組みを進めているところです。

本稿では、国土交通省における測量・調査・設計業務の労働環境改善に関する取り組みの一部について紹介します。

2. 履行期限の平準化について

測量・調査・設計業務の履行期限は、第4四半期に集中する傾向にあり、受発注者ともに大きな負担となっています。また、業務が集中することにより、不具合の発生する可能性も高くなることから、業務実施時期を平準化させることにより、成果の品質確保や業務環境の改善を図る必要があります。

また、令和元年6月から施行された改正品確法において、労働時間その他の労働条件等について配慮することが受発注者共通の基本理念であり、発注者の責務として、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図ることが定められているところです。

そこで国土交通省では、3月に集中している納

期の山を他の期間に分散させる、業務サイクルの見直し検討を引き続き実施し、建設生産・管理システム全体で平準化を図ることとしています。

業務サイクルの見直し検討に当たっては、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、年内納期とする早期発注や国債・翌債の活用等により、適正な履行期間を確保した上で公告時期から履行期限までを考慮した四半期ごとの発注計画を作成し、計画に基づいた業務発注に努めることとしています。

また、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が中長期的には上半期 50%、下半期 50%を目指すこととし、令和 2 年度以降の当面の目標を各地方整備局等で設定し、達成に努めることとしています。

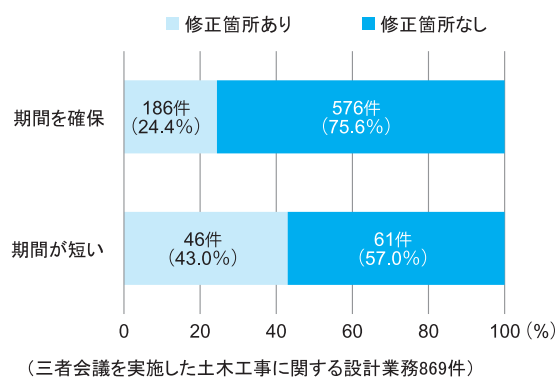
3. 適正な履行期間の設定

「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に基づき算定された履行期間と実際の履行期間を比較

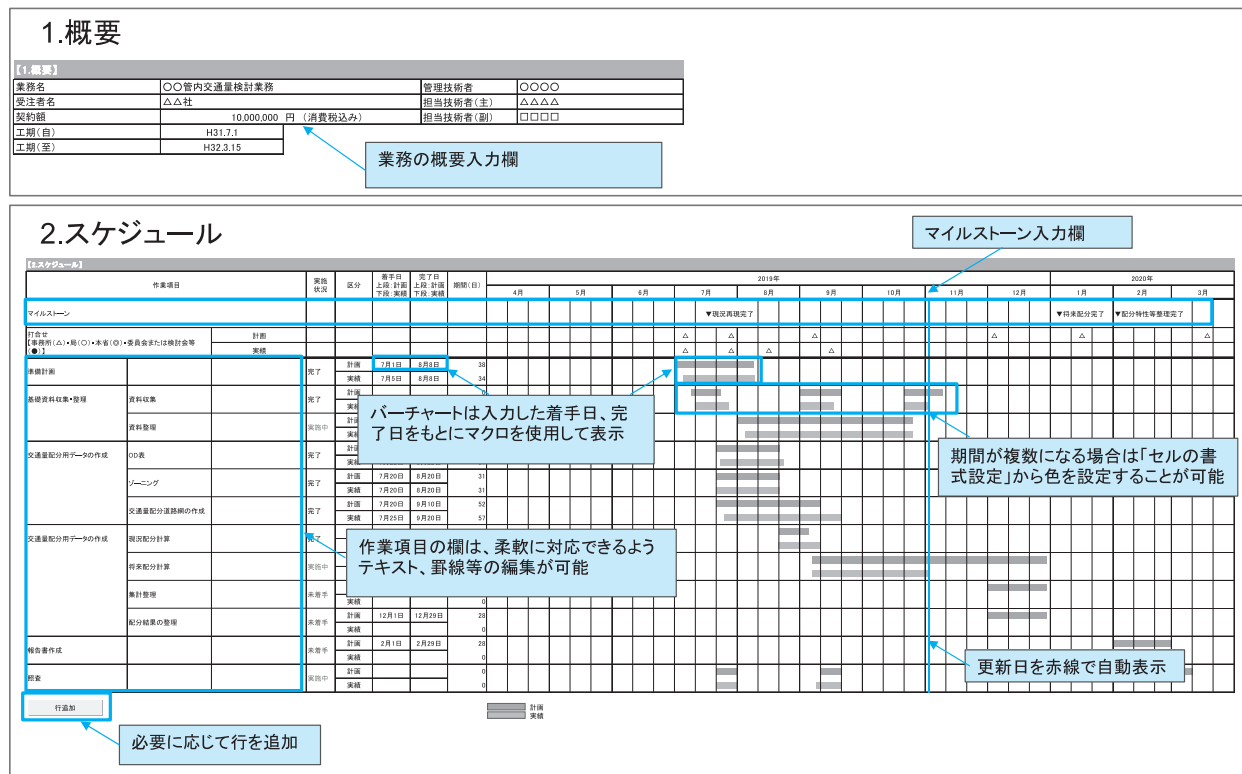
して、「履行期間を確保」している設計業務において発生した修正箇所割合は 24.4%、「履行期間が短い」業務では 43.0%となっており、適切な履行期間を確保することが品質確保につながることを確認されています（図－1）。

このため国土交通省では、直轄の土木設計業務で適切な履行期間を確保するため、詳細設計業務を対象に、「契約金額」と「主な工種」を入力すると標準的な作業期間が表示される「履行期間設定支援ツール【詳細設計版】」を作成しました。

発注時には本ツールにより履行期間を設定し、



図－1 品質と履行期間



図－2 業務スケジュール管理表【検討業務版】

契約後は業務スケジュール管理表として活用する
試行業務を平成 30 年度から実施しており、令和
元年度には、詳細設計業務に加え、検討業務等
においても業務スケジュール管理表が活用でき
よう、業務スケジュール管理表【検討業務版】を
作成し、公開しています（図－2）。

令和 2 年度は、測量業務、地質調査業務、土木
関係建設コンサルタント業務を対象に業務スケ
ジュール管理表の作成、管理を引き続き試行す
ることとしています。これら業務スケジュール管理
表については、実施状況をフォローしつつ、新様
式の検討等につなげていきます。

4. 受発注者のコミュニケーションの 円滑化

国土交通省では、効率的な業務等の実施に当
たり、関係者間の円滑なコミュニケーションを図
るため、以下の取り組みを実施しています。

(1) ワンデーレスポンス

円滑な業務の進捗を図るためには、遅滞のない
応答が必要不可欠です。このため、国土交通省
では、受注者から設計条件等に関する質疑・協
議があった場合、可能な限りその日のうちに回
答することとし、回答に検討期間を要する場合
は、適切な時期に回答期限を設定し、確実な回
答を行うワンデーレスポンスの取り組みに努め
るよう、平成 28 年度から共通仕様書に明記し
ています。

(2) ウィークリースタンス

働き方改革を推進していくためには、発注者
からの突発的または提出期限が短い作業依頼
への対応により、受注者の休日や深夜の作業が
発生することがないように、就業環境等の改善
を図る必要があります。

国土交通省では、より一層魅力ある仕事、現
場の創造に努めるため、受発注者間でのルール
を取り決め、設計業務等の効率化を図ることを
目的として平成 27 年度に業務環境改善要領（案）を作

成し、業務の進捗に差し支えない範囲で非効率
的な受発注者間のやりとりの改善に努めてきま
した。

令和 2 年度は、引き続きウィークリースタ
ンスの取り組みを積極的に推進することとして
います（表－1）。

表－1 ウィークリースタンス

取り組み例	概要
マンデイ・ノーピリオド	月曜日（休日明け）を依頼の 期限日としない
フライデイ・ノーリクエスト	金曜日（休日前）は依頼しな い
ワンウィーク・ノーオーバー タイム	週に 1 回以上の定時退社日を 設ける
オーバーファイブ・ノー ミーティング	17 時以降の打合せは行わない

(3) Web 会議の推進

Web 会議を実施することにより、多様な関係
者の参加による打合せの内容の高度化や移動時
間の縮減等の業務の効率化が期待されます。こ
のため、国土交通省では、平成 30 年度から
業務等における Web 会議の試行を開始しまし
た（写真－1、2）。



写真－1 Web 会議の状況



写真－2 使用機器の事例

令和2年度は、全地方整備局等で受注者の意向を確認した上で、全ての業務で1回以上試行することとしています。

(4) 情報共有システムの活用

国土交通省では、従前より工事において情報共有システムの活用を推進してきましたが、3次元データをより効果的に活用するため、設計業務等においても情報共有システムの活用が可能となるよう、平成30年度に情報共有システム機能要件を策定しました。平成30年度末には解説編を策定し、業務での情報共有システムの活用を推進しています。

令和2年度は、3次元データを取り扱う業務等において積極的に情報共有システムの活用を推進するとともに、通常の業務においても情報共有システムの活用を促進していきます。

5. おわりに

国土交通省では、引き続き測量・調査・設計業務等における業務改善に向けた取り組みを推進するとともに、意見交換等を通じて、業界団体等における働き方改革の取り組みを促進してまいります。